平成２４年（フ）第８９２４号
神奈川県川崎市高津区新作３丁目10―35―403
債務者　笹沼　俊宏
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９５４号
千葉県千葉市稲毛区轟町３丁目６―16―502
債務者　中島　雅子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９５６号
東京都品川区荏原６丁目４―11　幸楽荘
債務者　飛田野春代
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９６３号
東京都杉並区上井草２丁目43―４―406
債務者　津田　光絵
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９９２号
埼玉県所沢市並木８丁目７―３―708
債務者　栗原　美穂
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９９８号
東京都大田区大森中３丁目16―14―1107
債務者　福永　徳昭
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９００５号
東京都大田区山王３丁目36―９　遠藤アパート
債務者　上部　一雄
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０１９号
千葉県成田市並木町25―85　サンモールＡ館201
債務者　渡邊まゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０２０号
東京都足立区中央本町１丁目12―27―206
債務者　前田　雅代
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０２３号
東京都江戸川区江戸川３丁目24　都住１―512
債務者　中川　美沙
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０３６号
東京都北区赤羽北２丁目24―19―302
債務者　水上　　恵
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０３７号
東京都練馬区光が丘３丁目９―１―1109
債務者　折田喜代美
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０３８号
東京都調布市柴崎１丁目66―８―201
債務者　大竹　幸一
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０３９号
東京都練馬区栄町15―１―101
債務者　上岡　由敬
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０４１号
東京都荒川区東尾久４丁目14―13―205
債務者　新開　義輝
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部